

議第4号

本巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の
方針の変更について（岐阜県決定）

令和2年10月7日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第90号の4

岐阜県都市計画審議会

本巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。

令和2年9月18日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

本巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

本巣都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、岐阜都市計画区域及び揖斐都市計画区域に隣接しています。岐阜都市計画区域とは岐阜圏域として同一の圏域に属していますが、揖斐都市計画区域とは根尾川を挟んで隣接しており、地形的な連坦が弱い状況となっています。

都市的な広がりとしては、本区域を南北に縦断する(国)157号にて北方町、(主)北方多度線や樽見鉄道にて瑞穂市と結ばれており、本区域の土地利用としては北方町から(国)157号沿道の市街地と連坦しています。さらに、東西方向の都市間連携軸である(主)岐阜関ヶ原線により、岐阜都市計画区域と揖斐都市計画区域を結んでいます。

こうした中で、本区域は(都)東海環状自動車道、(都)長良糸貫線の整備が計画されるなど、新たな発展に向けた可能性を有しております、周辺の市町や都市計画区域との都市間連携を推進することで、都市機能の一層の集積・強化と本区域並びに周辺都市全体の生活サービスの向上を図り、周辺都市とともに発展していくことが求められています。さらに、優良な農地や独自の緑豊かな自然等の地理的・自然的に恵まれた条件を最大限に活かすことで、都市近郊の交流地域、農業地域等として自然と人が共生できる区域となることが期待されています。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「自然と都市の調和の中で人がつながる 活力あるまち・本巣」と設定し、「活力を創造するまちづくり」、「快適に暮らせるまちづくり」、「魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり」を目標として、都市づくりを進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2018年（平成30年）に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年（令和12年）を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のとおり変更するものです。

議第4号

本巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（岐阜県決定）
に関する補足説明

1 変更内容

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針」、「土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」のうち、以下の項目について変更する。

なお、基準年は平成22年から令和2年に、目標年次は平成32年から令和12年に変更する。

【主な変更（追加）内容】

①土地利用の方針

- ・低・未利用地（空き地・空き家）の活用による住環境の整備
- ・市街地における建築物の密度の構成に関する方針

②インフラ整備を前提とした土地利用

- ・（都）東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ周辺地域及びこれにアクセスする（主）岐阜関ヶ原線の4車線化などによる交通利便性を活かし、政田地区における商業系土地利用、温井地区における工業系土地利用、国領地区における商業系から工業系への用途転換を検討

③都市計画基礎調査の結果の反映

2 関係機関との協議

国土交通大臣及び本巣市

3 縦覧期間

令和2年8月17日から令和2年8月31日まで

4 意見書

なし

**本巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(本巣都市計画区域マスター・プラン)**

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	1
1-3	当該都市計画区域の課題	2
2	都市計画の目標	4
2-1	都市づくりの基本理念	4
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	4
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	6
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	9
3	区域区分の決定の有無	10
3-1	区域区分の有無	10
4	主要な都市計画の決定の方針	14
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	14
1.	主要用途の配置の方針	14
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	15
3.	市街地の土地利用の方針	15
4.	その他の土地利用の方針	16
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	17
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	17
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	19
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	20
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	21
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	21
2.	市街地整備の目標	21
3.	その他の市街地整備の方針	21
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	21
1.	基本方針	21
2.	主要な緑地の配置の方針	22
3.	実現のための具体的な都市計画制度の方針	23
4.	主要な緑地の確保目標	23

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

本巣市は本巣市第2次総合計画（2016年度～2025年度）を策定し、まちづくりの将来像を『自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巣』と定め、以下のような基本方向（施策の柱）に基づくまちづくりを進めています。

まちづくりの基本方向

- ① 自然環境・防災～自然と共生する安全なまち～
- ② 生活環境・安全～住みやすく安心して暮らせるまち～
- ③ 健康・福祉・医療～人にやさしく生きがいのあるまち～
- ④ 子育て～地域の子どもをみんなで育てるまち～
- ⑤ 産業・雇用～資源を活かして活力を創造するまち～
- ⑥ 教育・文化～学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち～
- ⑦ 行政運営・市民協働～市民と行政がともにつくる自律したまち～

これら7つの基本方向から、本巣都市計画区域（以降、「本区域」という。）における都市計画としてのまちづくりの方針は以下のように整理します。

- 活力を創造するまちづくり
- 快適に暮らせるまちづくり
- 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

1-2 まちづくりの現況

本区域では、少子高齢化が進む一方で、(都)東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの開通のインパクトによる産業の活性化が期待されています。

また、用途地域指定のない区域全体に指定された特定用途制限地域により、効果的な土地利用のコントロールを行っています。

(1) 活力を創造するまちづくり

- ・ 本区域内においては、全体的に若年人口の減少と高齢者人口の増加が進み、人口維持に向けた企業誘致や産業創出に取り組んでいます。
- ・ 本区域は、(国)157号や(主)岐阜関ケ原線の沿道に既成市街地が拡がり、樽見鉄道の主要駅や(仮称)糸貫インターチェンジ周辺や大野神戸インターチェンジへとつながる南西部に都市の拠点が形成されています。

- ・ インターチェンジ開通の効果を十分に発揮するためアクセス道路等の都市基盤の整備を推進しています。
- ・ 2016 年に屋井工業団地の売却が完了するなど、さらなる工業用地のニーズが高まっています。

(2) 快適に暮らせるまちづくり

- ・ 用途地域内では、大規模な低・未利用地がなく、小規模に点在しているのみとなっており、新たな大規模開発は難しい状況となっています。
- ・ 用途地域外では、公共的な用地を除く都市的土地区画整理事業の割合は 18.5%と低く、特定用途制限地域の指定により、スプロール的な開発は抑制されています。

(3) 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

① 魅力ある自然環境や歴史文化資源の保全・活用

- ・ 能郷白山や根尾川といった優れた景観や自然環境、歴史文化資源を数多く有しております。各地域において維持・保全する活動が行われています。
- ・ 今後、人口減少が進行していくなかで、地域の特色や伝統が消失してしまうおそれがあり、地域活力の低下につながることが懸念されます。

② 安全・安心なまちに向けた防災・減災対策の推進

- ・ 自然災害に備え、ハザードマップを作成し、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域等を周知しています。
- ・ 治山・治水・砂防事業等の促進や公共公益施設の耐震化、避難路の整備を推進しています。
- ・ 防災訓練の実施や災害ボランティア活動の普及・啓発などを推進しています。
- ・ 旧耐震基準の建築物の診断・改修、通学路を中心としたブロック塀の撤去・改修を推進しています。

1－3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 交流や定住に関する課題

観光・交流及び魅力ある暮らしや住まいの場を創出するために、(都)東海環状自動車道とのアクセス道路の整備とともに、まちの活力の維持・向上及びまちづくり活動に対する支援の推進を図る必要があります。

- ・ 高齢化社会に対応したまちづくりへの対応（バリアフリー化の推進）
- ・ （都）東海環状自動車道、（都）長良糸貫線等の都市計画道路の整備促進
- ・ （仮称）糸貫インターチェンジ、（仮称）本巣パーキングエリア及び大野神戸インターチェンジへつながる（主）岐阜関ケ原線整備を活かした活性化
- ・ インターチェンジ周辺及びアクセス道路沿いの土地利用規制の見直し
- ・ 住民参加型まちづくりの推進
- ・ 企業誘致や交流による産業創出、雇用の確保

（2）生活環境に関する課題

都市計画区域全体の視点から、基本的なまちづくりの計画に基づく生活環境を確保するためには、適切な土地利用への規制・誘導に向けた都市計画の見直しと道路網の構築や有事の際の防災拠点等の都市基盤の整備を図り、自然と人が共生し、便利で災害・犯罪に強い安全・安心なまちづくりを行う必要があります。

- ・ 都市の拠点形成に向けた都市基盤の充実
- ・ 公共交通の充実
- ・ 身近な生活利便施設の整備促進
- ・ 幹線道路沿道の土地利用の規制・誘導
- ・ 公園や緑地の基盤整備拡充及び緑のネットワークづくり
- ・ 都市及び地域の防災・防犯力の強化
- ・ 公共公益施設の耐震化

（3）自然環境に関する課題

人と自然が共生しながらまちを発展させていくために、環境に配慮し、市民や事業者、行政が協力しながらまちづくりを行う必要があります。

- ・ 都市機能の集積化と自然との共生
- ・ 水害対策としての河川改修を促進
- ・ 防災性も意識した森林機能の保全
- ・ 優良農地の生産基盤としての維持
- ・ 生活排水の下水道接続や合併処理浄化槽設置の促進
- ・ 豊かな自然や魅力ある歴史文化資源の保全・活用

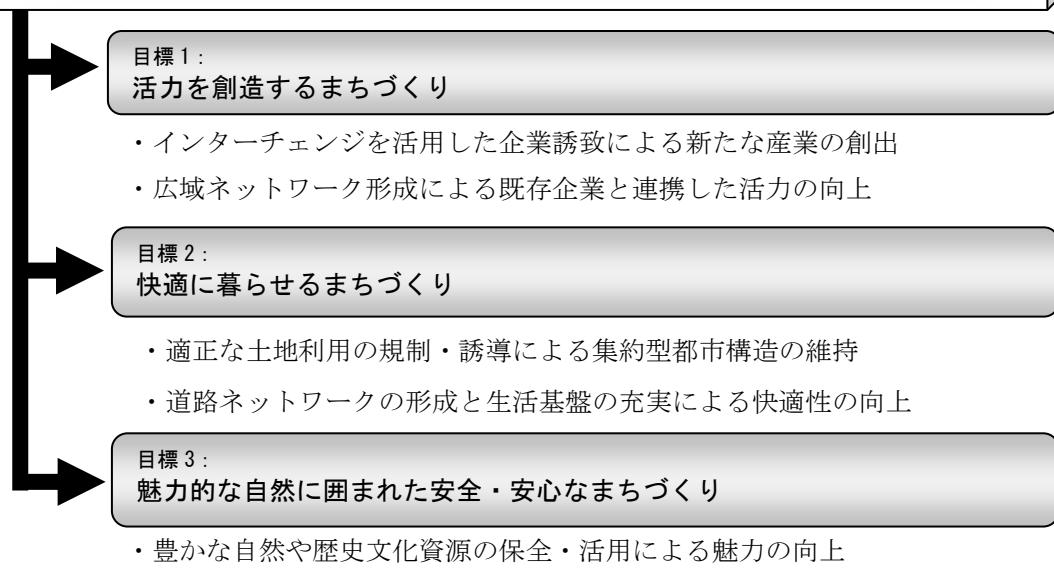
2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域の都市づくりを進めていく上での課題を解決するため、『自然と都市の調和の中で人がつながる 活力あるまち・本巣』を都市づくりの基本理念とし、以下に示す目標を設定してまちづくりを進めていきます。

【都市づくりの基本理念】

『自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巣』



2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域における都市機能上の位置付けや役割にあわせて、土地利用の観点から「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」、「森林・緑地地域」、「農業・集落地域」及び「都市活動調整ゾーン」の6つの地域のほか「コミュニティ拠点」、「交通拠点」の2つの拠点を位置づけ、地域毎のまちづくりイメージを示します。

(1) 住居地域

- 既成市街地で住居系用途地域を指定している地区を中心として、良好な住環境を保全する地区とします。

(2) 商業地域

- (仮称)糸貫インターチェンジの南部及び(主)岐阜関ケ原線の沿道に位置する地区では、大

型商業施設を中心に、にぎわいを創出する地区とします。

(3) 工業地域

- ・ 大規模工業施設集積地、既存工場が立地する地区やその周辺は、地域経済を支える主要なものづくりの場として一団の工業地区として効率的な土地利用を目指す地区とします。

(4) 農業・集落地域

- ・ 田園風景や営農基盤の保全及び有効活用を図るとともに、これらと調和した良好な住環境を備えていく区域として位置付けます。

(5) 森林・緑地地域

- ・ 船来山及び文殊の森周辺の地区は、本区域が誇る豊かな緑を活用した憩いともてなしを図る地区とします。

(6) 都市活動調整ゾーン

- ・ 幹線沿道周辺地域等において、営農環境との調和に十分に留意しながら、生活利便性やまちのにぎわいの向上に資する取り組みを計画的に進める区域として位置付けます。
- ・ (仮称) 糸貫インターチェンジ周辺、(仮称) 本巣パーキングエリア周辺を含む(都)長良糸貫線の沿道の地区等では、営農環境との調和に十分に留意しながら、主要なものづくりの場として、拠点形成を図る地区とします。

(7) コミュニティ拠点

- ・ 庁舎周辺の地区は、主として行政サービスの機能を担いつつ、市民の日常生活を支援する機能の集積を図る地区とします。

(8) 交通拠点

- ・ 広域的な道路ネットワークの拠点として(仮称)糸貫インターチェンジ周辺を、市内及び近隣市町との公共交通ネットワークの拠点として、樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺を、市内の公共交通ネットワークの主要な拠点として樽見鉄道本巣駅周辺をそれぞれ位置付け、多くの人が行き交うまちの玄関口として様々な拠点形成を目指す地区とします。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 集約型都市構造の実現

① 都市機能が集約されたコンパクトな都市

- 高齢化への対応や住民の利便性向上を目指した公共交通の充実を図ることで、周辺集落と市街地を連携し、集約型都市構造の実現を目指します。
- 市街地においては、効率的・効果的な行政サービスの提供、秩序ある合理的・効率的な土地利用を推進するために、都市間連携軸である(国)157号沿道や(主)岐阜関ヶ原線沿道の既成市街地、都市の拠点となる樽見鉄道の主要駅や(仮称)糸貫インターチェンジ及び(仮称)本巣パーキングエリアの周辺地区において、防災機能を兼ね備えた公園の整備等による都市の拠点を形成します。
- 市街地外においては、自然・営農環境の保全と共生や新たな土地利用の需要に対しては、

特定用途制限地域等に基づく効率的な土地利用規制・誘導方策の検討を行い、無秩序な市街化の進展を抑制し、周辺の田園や里山の環境との調和を図ることで、農地等のまとまりを保全・確保します。

(2) 環境負荷の軽減

① 環境にやさしい都市と交通システムの構築

- 公共交通機関の利用促進、道路網の整備や都市施設の緑化の推進など、環境にやさしい都市と交通システムを構築します。

② 下水道への接続や合併処理浄化槽設置の促進

- 河川の水質保全を図るため、下水道への接続や合併処理浄化槽設置の促進により、生活排水の適正処理に努めます。

③ 地域が主体となった自然環境の維持・管理

- 緑豊かなまち並み・景観の形成や、公園、河川での緑化を進めるとともに、これらの維持・管理も含めて、住民が主体となって取り組む活動を促進・支援していきます。

(3) 都市の防災・防犯性の向上

① 市街地の防災性能の向上

- 公共施設、小中学校等の防災資機材の充実を図るとともに、企業・事業所との災害応援協定の締結を進めるなど、防災拠点の拡充に努めます。
- 既成市街地における狭隘な道路の解消により、消火活動や救助・救急活動に必要な道路の確保を図ります。
- 建物が密集する地区では、避難路や避難場所までの道路、公園・緑地等の防災空間確保を進め、あわせて建築物等耐震化促進事業により、耐震診断、耐震補強工事に対する支援を推進します。
- (仮称) 本巣パーキングエリア周辺は、支援物資の集積所や応急復旧活動の拠点などの防災機能を確保します。

② 安心して暮らせる都市環境の形成

- 通過交通の排除や街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど、交通事故や犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民による自主防犯組織の育成や活性化を図り、防犯に対する環境の向上を図ります。
- 中心市街地のにぎわいや、都市の魅力の向上、地域コミュニティの形成や住民との協働

まちづくりによって、防犯性の高い都市づくりを推進します。

③ 砂防・治山・治水の推進

- ・ 土砂災害が危惧される地域について、治山・砂防事業等のハード対策事業を促進するとともに、危険箇所の増加抑制に向けた森林の保全・育成や土砂災害特別警戒区域等の指定・周知により、無秩序な宅地開発等の抑制等のソフト対策事業を促進します。
- ・ 河川については、流域での総合的な対策が必要なことから、民間開発等の宅地化に伴う雨水調整機能の確保、雨水排出抑制について指導します。
- ・ 集中豪雨等による雨水の増加に対応するため、河川や排水路整備を推進し、安全な生活環境の確保に努めます。

(4) 都市のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化

① 誰もが暮らしやすい都市の形成

- ・ 多くの人が利用する公共施設等において、バリアフリー化を進め、また、施設の新設・更新の際はユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

(5) 良好的な景観の保全・形成

① 特徴的なまちの顔・軸づくり

- ・ (仮称)糸貫インターインジ周辺は、景観形成重点地区としての指定を検討し、来訪者を迎えるまちの玄関口として、本区域をイメージできるような修景整備や、周辺のまちづくりと結びついた景観誘導を進めます。
- ・ 庁舎周辺等の都市の拠点となる地区については、緑化による周辺環境との調和や、幹線道路では、屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した空間づくりや各拠点へ誘導する案内看板の統一化等に取り組みます。
- ・ (都)長良糸貫線沿道は、周辺の景観や環境に配慮した景観形成基準や建築物の形態規制を検討します。

② 美しい郷土景観の保全

- ・ 農業や林業を中心に発展してきた本区域では、市南部で優良農地が、市北中部で森林が広がり、美しい景観を形成しています。景観計画等の適切な運用により、良好な田園風景や、まちの景観を保全します。
- ・ 根尾川、糸貫川、犀川等の主要な河川については、親水空間の維持に努めます。

③ 地域毎の景観づくり

- 市街地整備や各地域のまちづくりにあわせた良好な景観を創出するため、市民の意向を踏まえた景観計画等のほか、市民が主体となった緑化活動など日常的に景観づくりに関わっていけるような仕組みを検討します。
- 企業誘致の際には、周辺環境への配慮とともに、景観・緑化にも配慮した統一感のあるまちづくりに向け、規制・誘導などについて検討します。
- 2019年に国の史跡指定を受けた船来山古墳群については、保存・活用を推進し、風致地区の指定についても検討します。

2－4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、岐阜都市計画区域及び揖斐都市計画区域に隣接しています。岐阜都市計画区域とは岐阜圏域として同一の圏域に属していますが、揖斐都市計画区域とは根尾川を挟んで隣接しており、地形的な連坦が弱い状況となっています。

都市的な広がりとしては、本区域を南北に縦断する(国)157号にて北方町、(主)北方多度線や樽見鉄道にて瑞穂市と結ばれており、本区域の土地利用としては北方町から(国)157号沿道の市街地と連坦しています。さらに、東西方向の都市間連携軸である(主)岐阜関ヶ原線により、岐阜都市計画区域と揖斐都市計画区域を結んでいます。

こうした中で、本区域は(都)東海環状自動車道、(都)長良糸貫線の整備が計画されるなど、新たな発展に向けた可能性を有しております、周辺の市町や都市計画区域との都市間連携を推進することで、都市機能の一層の集積・強化と本区域並びに周辺都市全体の生活サービスの向上を図り、周辺都市とともに発展していくことが求められています。さらに、優良な農地や独自の緑豊かな自然等の地理的・自然的に恵まれた条件を最大限に活かすことで、都市近郊の交流地域、農業地域等として自然と人が共生できる区域となることが期待されています。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・ 本区域は岐阜県南西部に位置しており、東部は岐阜市・北方町、西部は大野町、南部は瑞穂市に接しています。周辺市町との地形的なつながり（平坦地のつながり）については、岐阜市、瑞穂市、北方町とは連続しているものの、大野町とは根尾川により分断されています。
- ・ 市街地は本区域中南部の(国)157号沿道を中心に展開しています。
- ・ 本区域北部及び東部の山裾や平坦部には、農地と山林に囲まれた昔ながらの集落がみられます。
- ・ 犀川、糸貫川をはじめ多くの河川が南北に流下していますが、根尾川のような大きな地形分断要素と言えるものはありません。

② 人口の増減及び分布の変化と今後の見通し

- ・ 本区域内の人口は、31,198人（2015年）です。2010年以降減少に転じており、その傾向が続くと推計されています。
- ・ 可住地人口密度は、本区域全体で13.6人/haです。
- ・ 可住地人口密度分布において60人/haを超えてているのは、用途地域内となっており、その他の地区は20人/ha未満の低密度な分布となっています。
- ・ (国)157号及び(主)北方多度線沿道では市街地の連坦がみられますが、人口集中地区(DID)は未形成となっています。

③ 産業の現況と今後の土地需要の見通し

- ・ 工業については、事業所数は減少傾向にありますが、従業者数及び製造品出荷額等については2011年以降増加傾向にあります。(都)東海環状自動車道の整備に伴うインパクトを考慮すると、今後、工業系の土地需要の高まりが予想されます。
- ・ 商業については、商店数、従業者数及び年間商品販売額が2011年以降増加傾向にあり

ます。(都)東海環状自動車道及び(都)長良糸貫線の整備、並びに大野神戸インターチェンジ整備に伴う(主)岐阜関ヶ原線の4車線化整備を考慮すると、今後、(仮称)糸貫インターチェンジ周辺や(都)長良糸貫線及び(主)岐阜関ヶ原線沿道での土地需要の高まりが予想されます。

④ 土地利用の現況等

- ・本区域の都市的な連坦の状況としては、北方町の市街地と(国)157号沿道で連坦しており、岐阜市との直接的な連坦はみられません。
- ・商業地については、本区域中央部の既成市街地と、南部の(主)岐阜関ヶ原線沿道に大型商業施設が立地しています。また、(国)157号沿道においては、沿道型の商業系土地利用がなされています。
- ・住宅地については、本区域中央部の商業地に隣接する地域をはじめ、(国)157号に近接した地域に集積しています。
- ・工業地については、本区域西部の根尾川沿川及び本区域中央部の既成市街地に大規模工業施設集積地があります。
- ・本区域の平坦部の全域で農地が広がり、本区域北部及び北東部の山裾や農地に囲まれた集落があります。
- ・砂防指定地は河川等の上流部や船来山の一部に、急傾斜地崩壊危険区域及び土石流危険溪流は本区域外の山裾を中心に点在しています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現況と今後の見通し

- ・都市計画道路の整備率は3.7%であり、用途地域内において、整備済みの都市計画道路はなく、幹線道路等の整備を進めます。
- ・汚水処理施設については、特定環境保全公共下水道や農業集落排水・合併処理浄化槽により、2017年度の汚水処理人口普及率が全体で86.8%となっており、普及率の向上に向けた整備を促進します。
- ・本巣市が管理する公園については、街区公園として2箇所0.62haが都市計画決定及び整備が完了しており、その他に都市公園が7箇所、都市公園以外が14箇所ありますが、都市計画区域人口一人当たりの公園等の面積は9.9m²/人であり、本区域全体としては不足しております、公園や緑地の整備を図ります。
- ・用途地域内においては基盤整備が進んでおり、その一部では土地区画整理事業が完了しています。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施

- ・ (都)東海環状自動車道、(仮称)糸貫インターチェンジ及び(仮称)本巣パーキングエリアの整備が計画されています。
- ・ 従来の企業誘致に加え、市のオーダーメイド型の企業誘致を積極的に実施することで、(都)東海環状自動車道の整備効果を十分發揮させるとともに、計画的な土地利用を推進します。

(2) 区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

- ・ 既成市街地内に宅地化が可能な未利用地は多くありませんが、周辺の集落をはじめとして、将来的にも人口が停滞・減少傾向にあることを考慮すると、今後、住居系の急速な市街地拡大の圧力は発生しないと予想されます。
- ・ 本区域においては広い範囲で産業立地が進んでおり、(都)東海環状自動車道の整備により、今後も産業系用地の需要が発生する可能性や開発圧力が高まることが予想されますが、用途地域による適正な土地利用の誘導と用途地域外における特定用途制限地域等の指定による無秩序な市街化の抑制により、計画的な市街地形成を推進します。

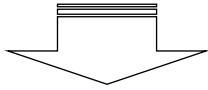
② 良好的な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・ 本区域のまちづくりのイメージとしては、田園居住環境の維持・保全や、幹線道路を軸とした市街地形成・土地利用展開であることから、開発規制のみならず、用途地域等を活用したきめ細やかな土地利用の規制・誘導を図ることが必要となります。
- ・ 既成市街地内においては、緑豊かな戸建て住宅を中心とした市街地が形成されており、今後、都市計画道路や都市計画公園の整備の推進により、良好な居住環境を提供し、幹線道路沿道の大型商業施設等とのメリハリのある市街地の形成を図ることが可能です。
- ・ 既存の幹線道路沿道における都市的土地区画整理事業については、幹線道路沿道という位置的ポテンシャルに基づく局部的なものであり、用途地域による適正な土地利用の誘導と用途地域外における特定用途制限地域等の指定による無秩序な市街化の抑制により、環境の悪化を防ぐことが可能です。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・ 用途地域外においては、近年は宅地開発も沈静化しており、将来的にも人口増加は見込まれない状況です。
- ・ 本区域は全域的に農地の多くが農業振興地域における農用地区域に指定されており、さらに特定用途制限地域等の指定がされていることで、開発による無秩序な自然環境喪失

の可能性は低いと言えます。



以上により、本区域においては市街地の拡大の可能性はあるものの、区域区分によらなくとも用途地域による誘導や、特定用途制限地域による抑制により、無秩序な市街化を抑制し、良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分は定めないものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

- 本区域南部及び中央部に集積がみられる既成市街地は、低層・低中層の住宅を基本とした居住環境の保全を図るとともに、日常生活に必要な施設（一定規模以下の商業施設、教育施設、福祉施設等）の立地による生活利便性の向上と、生活基盤となる道路等の維持・整備に努めます。

(2) 商業系

- 本区域中央部の商業地域は、行政サービスや大型商業施設を中心とした既存の集積を活用するとともに、（仮称）糸貫インターチェンジの整備による広域的な交流によるにぎわいの場として、商業施設をはじめとする各種サービス施設の集積立地を誘導するとともに、地域住民や周辺都市住民の利用に配慮した利便性の高い空間形成を図ります。
- 既存の大型商業施設が集積する地区を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、機能の発展・維持を進めます。
- 既に住宅以外の施設立地も進んでいることから、交通状況（渋滞・事故）、自然環境、騒音・廃棄物の発生等の周辺環境への配慮や、無秩序な開発の誘引による公共コストの増加、地域固有の価値の破壊を招かないように、計画的な開発を目指した各種制度による規制・誘導を行います。

【優先的かつ計画的に市街化（用途地域指定）を図るべき区域】

区域	方針
政田地区	・(都)東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ周辺地域及びこれにアクセスする(主)岐阜関ケ原線の4車線化などにより、交通利便性を活かした商業系土地利用を検討。

(3) 工業系

- 本区域中央部、南部及び南西部の工業地域は、大規模工業施設や地域産業を支える工場等の集積立地及び機能維持を図るとともに、周辺の居住環境、営農環境への影響に配慮するよう誘導します。

【優先的かつ計画的に市街化（用途地域指定）を図るべき区域】

区域	方針
温井地区	・(都)東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ周辺地域及びこれにアクセスする(主)岐阜関ケ原線の4車線化などにより、交通利便性を活かした工業系土地利用を検討。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・住宅地については、周辺環境との調和を図りながら中密度（容積率200%）を基本として適切に定めます。

(2) 商業系

- ・商業地については、周辺環境との調和を図りつつ、ゆとりあるまち並み形成に向け低密度（容積率200%）を基本として適切に定めます。

(3) 工業系

- ・工業地については、ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率200%）を基本として適切に定めます。

3. 市街地の土地利用の方針

(1) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・市南西部の市街地周辺において、大野神戸インターチェンジの整備に伴う(主)岐阜関ケ原線の拡幅にあわせ、用途地域内の低・未利用地の解消及び既存の工業系土地利用との一体性を考慮しつつ、新たに工業系用途地域への変更及び指定を行います。

区域	方針
国領地区	(都)東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ周辺地域及びこれにアクセスする(主)岐阜関ケ原線の4車線化などにより、商業系から交通利便性を活かした工業系へ用途地域の変更を検討

(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・優良農地や周辺の豊かな自然環境との共生を目指し、自然景観との調和に十分に配慮しながら、住環境の維持・保全を図ります。
- ・市街地においては、既存集落の住環境を確保するために地区計画を活用することで、安全・

快適な居住環境を形成します。

- 本巣市道路網整備計画に基づく道路整備による地域の骨格づくりと土地利用施策の展開による生活環境の整備を行います。

(3) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- 船来山など市街地近郊に位置する森林・丘陵地、まとまりのある緑が残されている貴重な里山は、良好な市街地景観を支える要素としての役割も考慮し、風致地区等の指定を検討し、良好な環境・景観の保全に努めます。

4. その他の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- 用途地域外に広がる農地については、農業振興地域の整備に関する法律等の都市計画制度以外の規制との調整により、開発の抑制に努め、農地を保全します。
- 田園の環境・風景と調和した、ゆとりと趣のある集落環境を維持するため、用途地域外においては、地域の特性に応じた特定用途制限地域を指定することで、居住環境に悪影響を及ぼし、周辺の田園風景を阻害する建築物の立地を抑制する他、地区計画を活用することで、集落内の農地や集落縁辺の農用地区域に含まれない農地を計画的に活用し、集落のまとまりを確保します。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等の指定や周知により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制し、ハザードマップによる周知により開発指導を行います。また、必要な開発等を行う場合には、雨水・土砂流出の抑制に努めます。

(3) 秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

- 集約型都市構造の実現に向け、主要な道路沿道や既存工業施設の周辺を除き、原則として用途地域外での開発は抑制します。ただし、各地区の特性に応じた都市機能集積や、効率的な生活環境整備等を進めるために、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、都市計画制度（用途地域、特定用途制限地域、地区計画、風致地区等）を計画的に活用することについては許容します。

【用途地域外における秩序ある都市的土地区画整理事業区域】

区域	方針
農地集落地区 (特定用途制限地域)	・農地及び集落地を農地集落地区として位置付け、農地は、営農環境や多様な生物の住みかとしての機能、遊水機能の維持のため、保全・確保し、集落地は、周辺の田園や里山の環境と調和させながら、居住環境の改善・向上、主要公共施設等を中心とした土地利用
沿道地区 (特定用途制限地域)	・都市間連携軸となる主要な幹線道路 ((国)157号、(主)北方多度線、(主)岐阜関ヶ原線、(主)岐阜大野線、(都)長良糸貫線、(一)北方真正大野線、(市)糸貫0111号線)、都市内環状連携軸となる(市)西部連絡道路線沿道において、営農環境や居住環境の保全を基本としながら、生活利便性の向上や地域振興に資する効率的な土地利用
工業系地区 (特定用途制限地域)	・(仮称)糸貫インターチェンジ周辺、(仮称)本巣パーキングエリア周辺を含む(都)長良糸貫線の沿道及び既存の工場が立地している地区周辺において、農地集落地区の居住環境、営農環境への影響に配慮した上で、工場等の集積立地及び機能維持を図り適正に規制・誘導 ・(都)長良糸貫線の沿道において、前述の規制・誘導以外に景観計画等に基づき景観に配慮した規制・誘導

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

● 広域幹線道路の整備

- ・本区域と広域都市圏を結ぶ(都)東海環状自動車道については、早期整備を目指します。

● 幹線道路の整備

- ・本区域と周辺地域を結ぶ利便性の高い道路網を構築するために、本巣市道路網整備計画に基づく計画的・効率的な整備を進めます。
- ・(都)東海環状自動車道の(仮称)糸貫インターチェンジへのアクセス道路であり、生活や産業に必要な(都)糸貫インターチェンジ ((国)157号)、(都)長良糸貫線及び(市)糸貫0007号線の整備を推進するとともに、南北方向の軸となる(国)157号及び(主)北方多度線の整備に向けた検討を進めます。

- ・ 本区域に隣接する岐阜都市計画区域との連絡道路として、北方町の（都）運動場加茂線の整備進捗を踏まえ、新たな道路整備を検討します。

● 公共交通網の充実

- ・ 本区域を南北に縦断している樽見鉄道を「公共交通軸」と位置付け、鉄道事業者及び関係機関との協力体制のもとでサービス水準の向上を目指すとともに、鉄道施設の維持・改善を推進し、利便性の向上と利用促進を図ります。
- ・ 樽見鉄道の主要駅では、周辺基盤整備の推進やバス等のその他の交通との連絡性の向上により、公共交通ネットワークの推進を図り、利用者の利便性向上に努めます。
- ・ バス路線については市民の利便性を高めるため、バス事業者や近隣市町と連携を図り、運行ルートや便数の見直しや路線の再編を検討します。

● 都市計画道路の見直し

- ・ 社会情勢の変化等を十分に勘案し、より一層効率的な地域のまちづくりを進めるため、必要に応じて都市計画道路の見直しを行いつつ、都市計画道路の整備を推進します。

② 整備水準の目標

- ・ 概ね 20 年後の整備水準の目標として、用途地域内における都市計画道路の配置密度を 0.65 km/km^2 とします。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

道路の種別	路 線 名
広域連携軸	(都) 東海環状自動車道
都市間連携軸	(国) 157 号 ((都)糸貫インター線を含む)、(主) 北方多度線、(主) 岐阜関ヶ原線、(主) 岐阜大野線、(都) 長良糸貫線、(一) 北方真正大野線、根尾川左岸堤防道路、(市) 糸貫 0111 号線
都市内環状連携軸	(市) 西部連絡道路線、(市) 糸貫 0007 号線

② 鉄道

- ・ 鉄道については本区域を南北に縦断する樽見鉄道とその 5 つの駅を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

- 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都) 東海環状自動車道	一部
	(都) 長良糸貫線	一部
	(都) 糸貫インター線	
	(主) 岐阜関ヶ原線	
	(市) 糸貫 0007 号線	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針**(1) 基本方針****① 下水道及び河川の整備の方針****● 下水道**

- 河川の水質保全を図るため下水道への接続を促進し、生活排水の適正処理に努めます。

● 河川

- 犀川、政田川では、新五流域総合治水対策プランに基づく治水対策として河川改修を進めるとともに、糸貫川等の主要な河川では河川沿いの状況に応じて緑化や遊歩道の適正な管理により、美しい河川風景を眺めながら歩ける空間を確保します。

・ むしろ だ席田用水（糸貫川）のゲンジボタル等、住民に身近で優れた生態系が維持されている自然は、地域住民の取組みと合わせて積極的な保全を図ります。

- 災害に対応するため、前述した河川等の改修や重要水防箇所における水防活動に努めます。さらに、流域での総合的な対策が必要なことから民間開発等の宅地化に伴う雨水調整機能の確保、雨水排出抑制について適正に指導します。

- 従前から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。

② 整備水準の目標**● 下水道**

- 汚水処理施設については、概ね 20 年後の整備水準の目標として、下水道への接続や併処理浄化槽設置の促進により汚水処理人口普及率 97%を目指します。

● 河川

- 県が管理する中小河川については中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を

目標とし、国が管理する根尾川については、目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種別	整備水準の目標（治水安全度）
河川	犀川：1/5
	政田川：1/2

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- 下水道については、北部に特定環境保全公共下水道の本巣処理区として、本巣浄化センターを配置し、現状施設の維持管理に努めます。

② 河川

- 本区域を南北に縦断する主要な河川として、本区域西部に根尾川、南西部に犀川、政田川、中央部に糸貫川を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種別	名称	備考
河川	犀川	河川改修
	政田川	河川改修

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ごみ処理については減量化やリサイクルを推進し、良好な住環境の向上と自然環境の保全に努めます。
- し尿処理については、合理的な収集、処理に努めるとともに、公共下水道などの区域外においては、合併処理浄化槽の設置の促進を図ります。

(2) 主要な施設の配置の方針

- ごみ処理については、本区域北部に隣接する既存ストックヤードや最終処分場等について、維持管理に努めます。

(3) 主要な都市施設の整備目標

- 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設はありません。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**1. 主要な市街地開発事業の決定の方針**

- 市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行います。その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。

2. 市街地整備の目標

- 優先的に概ね 10 年以内に実施することを予定する具体的な市街地開発事業はありませんが、公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、今後、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要がある場合には、市街地開発事業を進めます。

3. その他の市街地整備の方針

- 市街地周辺や大規模集落周辺といった地域では、宅地化を図る範囲をできる限り明確化しながら、地区計画等による社会基盤を確保できる民間開発の指導・誘導等、各地域の状況に応じた様々な手法により、良好な居住環境の形成を図ります。
- (仮称) 糸貫インターチェンジ及び(仮称) 本巣パーキングエリア周辺、既存工業施設周辺等では、開発需要の高まりに応じ、工業、物流、交流等の施設立地を適正かつ効率的に進めるための都市基盤整備や土地利用規制を見直します。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針**1. 基本方針****(1) 自然的環境の整備又は保全の方針****① 美しく豊かな環境づくり**

- 本区域の恵まれた自然環境を守り、活かすことが、まちづくりにおいて重要な役割を占めます。このため、積極的に守り、継承するべき自然を明確化して、保全と共生を原則とした都市活動を促すとともに、親水空間等の自然と身近に接することができる空間づくりを進めます。

② 自然環境の保全と共生

- 本区域の自然は、土地の環境保全や優れた生態系、美しい景観を形成する重要な要素となつておらず、自然に囲まれた集落地の生活環境整備や(都)東海環状自動車道等の都市基

盤整備に伴う新たな土地利用に際しても、「自然環境の保全と共生」を前提とした開発を考えます。

③ 身近に感じる水と緑の環境づくり

- ・ 快適で潤いのある生活環境を形成するために、各地域のまちづくりに合わせて、住民が利用しやすい都市公園等の整備・保全を図るとともに、地域住民の取組みと連携した公共空間・民有地での緑化を進めます。

(2) 整備等水準の目標

- ・ (仮称) 本巣パーキングエリア隣接地に新規公園を整備し、既存公園についても維持管理を推進することで、概ね 20 年後の整備水準の目標としても現在の整備水準以上を維持します。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

(1) 環境保全系統

- ・ 保安林指定の維持やボランティアの活用等により、貴重な緑地の適正な保全・管理を進めるとともに、国定公園である根尾川の一部流域の保全も推進します。
- ・ 一定規模以上の開発行為における植栽の義務化や景観計画に基づく緑地の確保など、地域住民が主体となって行う緑のまちづくりを促し、民有地での緑化を進めます。

(2) レクリエーション系統

- ・ 本区域北部に隣接する文殊の森や中央部に位置する船来山等の既存の憩いの場については、周辺のまちづくりとの連携や、それぞれの特性を踏まえた適切な保全・管理により、機能向上に努めます。
- ・ 身近な憩いの場としての都市公園や広場は、地区間のバランスとともに、道路、河川等の各種基盤整備との連携や、地区計画制度等の活用に留意しながら、計画的に確保します。

(3) 防災系統

- ・ 公共施設、小中学校等においては、防災資機材の充実を図るとともに、防災空間として位置付けます。
- ・ (仮称) 本巣パーキングエリア隣接地には支援物資の集積所、応急復旧活動の拠点などの防災機能を兼ね備えた公園を整備します。

(4) 景観構成系統

- 市街地を流れる根尾川、糸貫川、犀川等の主要な河川については、緑の連続性を確保するとともに、親水性豊かな緑地空間として位置付けます。また、市街地を取り囲む山林や農地を保全し、本区域の特徴である田園景観として位置付けます。
- 市街地周辺の良好な田園風景や、まちの背景となる森林風景を損なう建築物の形態及び立地の制限についての検討（地区計画、風致地区等の指定）を進め、景観行政団体として景観計画に即した施策に取り組みます。

3. 実現のための具体的な都市計画制度の方針

- 配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体的な都市計画制度は以下のとおりです。

種別	整備・保全の内容
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園等についても都市公園としての位置付けを検討し、維持・管理・改修を進めるとともに、今後、公園整備のための計画を策定し、都市計画公園の新規整備を検討 糸貫川等の主要な河川では、河川沿いの状況に応じた緑地や遊歩道の適正管理

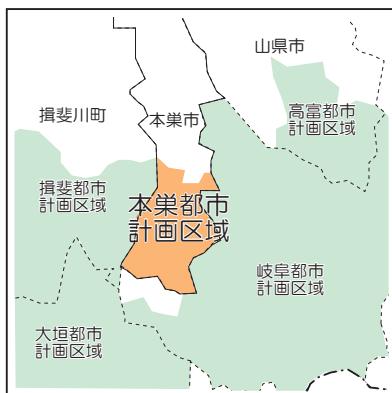
- 良好な自然的環境の保全あるいは災害時の緩衝機能を目的として、土地利用に関する各種法律に基づく規制（農業振興地域、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等）が定められていますが、今後もその方針を維持します。

4. 主要な緑地の確保目標

- 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種別	名称	備考
公園	(仮称) 本巣パーキングエリア公園	約2.3ha

本巣都市計画区域 総括図



本巣都市計画区域総括図 凡例	
都市計画区域界	住居系
市街地 (用途地域)	商業系
主要な道路	工業系
高速道路 (高規格)	その他 (農地、集落他)
鉄道	その他 (森林他)
主要な河川	大規模集客施設設立地エリア
その他主要な都市施設	優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域